

西条市農業委員会 令和6年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和6年8月5日(月) 午後2時00分から午後2時52分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	23番	真鍋 美鈴				
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	21番	余吾 秀利
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	22番	岡田 貴洋
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文	24番	宇野 嘉秀
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
	9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		

○欠席者氏名

19番 徳永 耕治

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	24番	渡部 靖
	3番	加藤 武司	14番	中川 英隆	25番	佐伯 保親
	4番	高橋 滝雄	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	楠窪 和彦	29番	小倉 謙治
	8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	佐山 林壺		

1番 寺田 昌直 11番 近藤 仁志 13番 平木 克彦 19番 菅 辰郎
23番 黒河 祐二

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作
事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第5回西条市農業委員会総会を開会いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。 【会長、議長席に着く】
議長	それでは、規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議長	初めに議事録署名人を指名させていただきます。藤田孝明委員、近藤明弘委員の両委員にお願いをいたします。 本日、欠席届が、農業委員の方からは、19番 徳永耕治委員、農地利用最適化推進委員の方からは、1番 寺田昌直委員、11番 近藤仁志委員、13番 平木克彦委員、19番 菅辰郎委員、23番 黒河祐二委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席の農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願ひいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

81号及び82号は、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏が互いの農地を交換しようとする申請でございます。

83号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

84号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

85号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

86号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

87号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

88号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

89号は、〇〇の〇〇 株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書6ページをご覧ください。

90号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

91号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

92号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

93号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
議案書7ページをご覧ください。

94号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

95号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

96号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

97号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から贈与を受けようとする申請でございます。

98号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

99号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、85号、88号、98号及び99号は新規就農であり、99号の新規就農者につきましては面接を行っておりますので、余吾秀利委員さんの方からご報告をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

余吾秀利委員 失礼いたします。余吾でございます。

去る令和6年7月22日に新規就農希望者の方の面接を丹原サービスセンターにおいて行いました。面接を行ったのは、佐伯保親委員と私、余吾です。

当案件の申請人は、〇〇の 〇〇氏、〇歳であります。〇〇氏は、〇〇の農地、309㎡を借り受け、就農しようとするもので、自ら経営する飲食店で提供する豆腐料理に使う大豆の耕作を予定しております。以前から自分で耕作した作物で料理を出すことや農業体験のイベントの開催に興味があり、このたび農地借受けの機会があったことから、今回の申請となりました。まずは申請地から耕作を始め、軌道に乗れば周辺農地の耕作についても考えたいとのことであります。

こちらからは、農地管理や営農について説明し、面接を終了しまし

た。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

余吾委員さんをはじめ面接に関わっていただきました委員のみなさん、大変暑い中、また、お忙しい中お世話になりました。

次に、85号、88号及び98号につきましては、自家消費を目的とした農地取得であり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 失礼します。

85号の譲受人であります〇〇の 〇〇氏は、〇〇の農地、391㎡を買い受け就農しようとするものであります。主に自家消費用の野菜を耕作する予定であります。幼いころに農作業の手伝いをしたことがあり、今回仕事を引退し、老後の楽しみとしてまた農業を行いたいとのことから農地を探していたところ、申請地購入の話があり、今回の申請となっております。

88号の譲受人であります〇〇の 〇〇氏は、自宅隣地の農地、83㎡を買い受け就農しようとするものであります。以前に当該申請地購入の話がありましたが、そのときは下限面積要件を満たすことができなかったことから断念しておりましたが、今回、下限面積廃止に伴い購入しようとするものであります。自家消費用の柿や野菜などを耕作する予定であります。

98号の譲受人であります〇〇の 〇〇氏は、現在の住所地は〇〇ですが、〇〇の住宅を売払い、当該申請地隣地の住宅と申請地をセットで購入し、転居する予定であります。今回〇〇の農地、974㎡を買い受け、主に自家消費用の大豆、トマト、きゅうり、大根などを作る予定であります。〇〇の家の周りでも家庭菜園をして野菜を耕作していたとのことです。申請地購入の際にトラクターなどの農機具も譲り受ける予定であり、これらを活用したいとのことであります。

こちらの3件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました19件についてご審議をいただきたいと思っております。まず81号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地区委員	<p>81号、82号 問題ありません。</p> <p>83号 問題ありません。</p> <p>84号 問題ありません。</p> <p>85号、86号 問題ありません。</p> <p>87号 問題ありません。</p> <p>88号、89号、90号 問題ありません。</p> <p>91号 問題ありません。</p> <p>92号 問題ありません。</p>
山内ふさえ委員	<p>高松の担当の方は欠席です。</p> <p>私は問題があると思いますけど。</p>
議 長	<p>93号の案件について、事務局の方で説明願えませんか。委員さんの方からはああいった意見があるんですけど。</p>
事務局	<p>93号と95号については、特段問題ないものと思われま。94号については、ここの農地が揉めているということを(担当)委員さんからお聞きしまして、申請人と申請代理人に確認を取ったところ、特に問題はありません、トラブルの話は解決しているということをおっしゃったので問題はないのかと思いますし、実際のところ(農地が)荒れているところはあるんですけど、許可後には必ず整地をして青パパイヤを植えるとの話を聞いておりますので、大丈夫じゃないかと思っておりますし、また何かありましたらこちらの方から是正指導等をさせていただきますかと思っております。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>山内委員さんの方から指摘があったんですが、(山内委員さん)何か聞いておりますか。</p>
山内ふさえ委員	<p>耕作はしつつも、(一部)駐車場に使いそうな感じがするんですけど。そんなのが見えるので、何ともいえないんですけど。</p>
宇佐美好正委員	<p>かまいませんか。</p>
議 長	<p>どうぞ。</p>
宇佐美好正委員	<p>私の農地に(申請地が)隣接しているんですけど、今は廃園になってるんです。</p>

議長 耕作放棄地の状態ですか。

宇佐美好正委員 そんな状態ですよ。(申請地の) 周りの農家はみんな迷惑しております。事務局は(現地を) 見に行っていてわかっているのかね。1メートルくらいの草が生えていても消毒も何もせず、荒れ放題になっとんやけど。こんな状態でも問題ないで通るのかねえ。

事務局 申請地ですか、申請地以外のところですか。

山内ふさえ委員 申請地です。3か所は今まで何十年と作ってきたのに、突然売ったから作らないでくださいと言われて、作らなくなったら草むらになって、近所なのでごく迷惑しています。放任状態をなくしてくれて、青パパイヤが作られるのであればいいかなあと思います。

事務局 そうしましたら、まずは耕作放棄地の是正ということで、今回は保留させてもらって(宇佐美委員の発言により中断)

宇佐美好正委員 本当に〇〇さんが作るのかねえ。

事務局 作ると聞いています。

宇佐美好正委員 ほかの人が作るんじゃないん。

事務局 そのようには聞いていませんが。

山内ふさえ委員 確実にそれ(荒廃状態を解消し、〇〇氏が青パパイヤを栽培すること)を指導していただけるんだったら、書類がちゃんとできているのでそれでいいのかもしれないですけど。

宇佐美好正委員 現場は見とるんじゃないろ。

事務局 現場は見ています。

宇佐美好正委員 あれでかまんのかい。廃園しているところは売り買いもできんじゃないじゃかんじゃ委員会(事務局)では言うのに。そこではかまんいうこと。売り買いで名義変更する場合に、廃園の土地はございませんかということ(事務局で)聞かれよ。廃園があつたらそれでできませんよというといてそれができるわけ。

事務局 許可後に責任をもって是正していただけるのであれば。

宇佐美好正委員 あっちでかまん、こっちでいかんいう話じゃないんじゃないんでえ。

山内ふさえ委員 それは必ず放任園じゃない状態にしてくれるのであれば(宇佐美委員の発言により中断)

宇佐美好正委員 それは農業委員会(事務局)が責任持つんでえ。

山内ふさえ委員 それは持ってください。
これは私たちの責任じゃないことをここでお伝えしておきます。

宇佐美好正委員 あっちはかまんけど、こっちはいかんいう話にはならんと思う。

山内ふさえ委員 1枚、2枚(の農地)じゃないですからね。広い範囲に点在していますから。

宇佐美好正委員 それはちゃんとしておいてもらわな。

議 長 93号の農地については、(譲渡人である)〇〇さんが管理されているんですか。

山内ふさえ委員 はい。

議 長 この農地は耕作放棄地じゃないんですか。

山内ふさえ委員 93号と95号は問題ないです。
(94号の譲渡人である)〇〇さんは、作れないから別の人に売ったのでもう作らないでくださいと言ってもう何年も経っているんです。

宇佐美好正委員 農業委員会(事務局)に行ったら手続きができんと言うでしょ。放棄地があったら。なのにここではできるんかいう話なんよ。

事務局 そうしましたら94号の案件なんですけれど、まずは耕作放棄地の是正をさせてもらって、そのうえで誓約書を提出してもらおうということで、今回は保留ということにしまして、是正ができたときに再度議案にあげるということにかまわないでしょうか。

宇佐美好正委員 そういうことをの、あっちではいかん言うというて、こっちではかま

んと言うようなことをするのがおかしかる。なんでそなんことができるんでえ。いかんのはいかんで全部いかんのと違うんかいなあ。

事務局 先ほど宇佐美委員さんが言われておりました、荒らしているところとの絡みの話なんです、通常確認するのは、買い手が、現在自分が耕作している農地で荒らしている農地はないかということで、これは農地法にあります全部効率利用要件に関するもので、自分が耕作している農地は全て効率的に利用しているのかということで、荒らしているところはないんですかと聞くのであって、買う場所がどうかというのは特にはないんです。今おっしゃられたように現状があまりにもひどいとすぐには耕作できないんじゃないかのご心配もあろうかと思しますので、この案件についてはいったん保留にさせていただきますして、申請人にも確認し、場合によっては、いつ頃までに開墾し青パパイヤなりを植栽しますといった誓約書を出させたいうえて、改めまして議案として提出させていただけたらと思うんですけど。先ほど委員さんの方から、この件については私たちには責任がないといった発言があったんですけど、農業委員会というのは事務局には権限がありませんので、委員さんのご意見となりますので、この件に関して疑義があるというのであれば、きちんとやるということの確約をもらって、できるということを確認したいうえて、改めてご審議いただけたらと思しますので、いかがでしょうか。

越智一志委員 言われることで問題なのは、支所の事務局ができないと言って、こちら（本庁事務局）がいいと言っていることでしょうか。

宇佐美好正委員 ほかの人々が名義変更に行くけど、その折には廃園はございませんかということをお聞かれるんです。廃園があったらできませんよという話が出てくる。それを今度の場合は廃園があるのにこういうことが通るのかという話を聞きよるわけで、あっちでいかん、こっちではかまんじゃいかんでしょうがということなんです。

事務局 先ほども申しましたように廃園がないですかというのは、今耕作している農地の中に廃園はないですかということをお聞いているのであって、今回は〇〇さんが今耕作している農地に廃園があるのかということではなく、今回買おうとしている中に廃園があるということで、今から（〇〇氏が）耕作する場所ですよ。

山内ふさえ委員 それだったらいいんですか。

事務局 荒廃した状態でない農地というのが望ましいんですけど。

宇佐美好正委員 廃園になっているところはできんのと違うんかい。

事務局 そこを今からきちんと耕作を始めるということで、山内委員さんが言われるのはその確約があるのかということが大事であるとおっしゃられているのだと思いますので。

山内ふさえ委員 地区の担当の方が今日は欠席するというので、お聞きしたら自分は何も知らないと言うので（宇佐美委員の発言により中断）

宇佐美好正委員 揉めた折には地域の農業委員に文句が出てくるんじゃないけん。お前らが許可したけんという話になってくるんじゃないけん。そこら辺はよく詰めてやってもらわんかったらいかんので。

山内ふさえ委員 これは個人（名義人）だけではないほかの人（農地法の許可を得ずに譲り受けた人）が絡んでいるからちょっと気になっているんです。法律的に問題がないのか、私たちはわからないのでそうなんですかとしか言えないんですけど説明していただいたように簡単に（〇〇氏が）青パパイヤを作るということだけではないような気がするんです。後にはソーラーパネルが設置されたりというような感じなので。まだ今後のことなのでわからないんですけど、私たちもきちんと理解してからじゃないと（許可）できないような気がします。地区担当の黒河（委員）さんももっとはっきりしたいんじゃないかなあと私は思います。

議長 わかりました。94号の案件は今回保留にさせていただいて、地元の委員さんと事務局とで現地も確認していただき、申請人から聞き取りもしていただき、出せるようであれば、次回に議案をあげてもらいたいようなことにさせてもらったらと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

議長 ご了承いただきありがとうございます。
次に96号について、賛否を聞きたいと思います。

地区委員 96号、97号、98号、99号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
94号を除き、地元の委員さんの方からは問題ないということであ

りますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、94号を除き18件を原案どおり許可することいたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、農地法第4条関係、議案書につきましては9ページでございます。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

8号は、〇〇の 〇〇氏が、後ほど議案第3号でご審議いただきます45号の案件と併せ、賃貸共同住宅4棟を建築しようとする申請でございます。

なお、申請地の西側には申請人が経営する共同住宅2棟が存しており、これらの敷地と一体利用を図るものであります。

9号は、〇〇の 〇〇氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には、既に農業用倉庫が建築されておりますが、これは申請人の祖父が約60年前に建築したもので、申請人からは、「法令に違反する状態が続いており、関係の皆さま方には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと心からお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

なお、既存の倉庫については、老朽化が著しいため取り壊し、新たに農業用倉庫を建築するものであります。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました2件について、8号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 8号 問題ありません。

9号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書については11ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

45号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、賃貸共同住宅4棟を建築しようとする申請でございます。本件は先ほど議案第2号でご説明しました8号の関連案件でございます。

46号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

47号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

48号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、宅地進入路を拡幅しようとする申請でございます。

49号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設に転用しようとする申請でございます。

50号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、譲渡人が申請地西側の一体利用地を宅地として造成する際に、申請地も含め工事を行っていたもので、譲渡人からは「このたびは誠に申し訳ございませんでした。今後は農地法を遵守する所存でありますので、何卒ご配慮のほどお願い申し上げます」との始末書が提出されております。

51号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書13ページをご覧ください。

52号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸住宅の駐車場及び庭に転用しようとする申請でございます。

53号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

54号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、45号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 45号 問題ありません。

46号、47号、48号 問題ありません。

49号 問題ありません。

50号 問題ありません。

51号 問題ありません。

52号 問題ありません。

53号 問題ありません。

54号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上10件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては14ページになります議案第4号、農

地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

3号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅の建築を目的として、令和4年11月の総会にてご審議いただき、転用許可を受けた案件であります。当初の計画では、接道要件を満たすことができず、譲渡人である父親が居住する住宅の付属家として許可を受けておりました。

今般、土地の提供者である父親が接道要件を満たすため、先ほど議案第3号の5条案件第48号でご審議いただいた進入路幅の許可を受けることとなり、付属家ではなく独立した戸建て住宅を建築することができるようになるため、一体利用地の範囲を変更しようとするものでございます。

以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました1件について、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願ひをいたします。

地区員委員 3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、議案書につきましては16ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書17ページをご覧ください。
位置図及び地番図は18ページから19ページになります。
2号であります。申請人は、現在、北条に居住しながら且之上地区を中心に農業を営んでおります。申請地付近には積み下ろしのための駐車スペースがなく、また申請地は道路からの高低差が大きく農耕車の乗り入れが困難であることから、耕車用の駐車場として整備するため、農用地から農業用施設用地へ計画変更をしようとするものでございます。

3号であります。申請人は、現在、養鶏業を営んでおりますが、令和3年に発生した鳥インフルエンザにより養鶏施設は衛生管理区域となり、防疫の観点から車両の進入及び駐車が大きく制限されることとなりました。

現在は施設から400メートルほど離れた所に従業員及び来客用として臨時的に駐車場を借りておりますが、今後は利用が困難となる見通しであること、またヒナの搬入などの車輛についても駐車制限される衛生管理区域内に一時駐車を余儀なくされていることから、早急に施設近傍に駐車場を整備する必要が生じており、関係車輛の駐車・待機場所として使用するため、農用地から農業用施設用地に計画変更しようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明があった2件であります。2号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。
よろしく願いをいたします。

地区委員 2号 問題ありません。
3号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては20ページになります。議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書22ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことをご報告いたします。詳細につきましては、議案書23ページから38ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、67件、面積は、25万6,417.02㎡となっております。そのうち、所有権移転は、7件、面積は、3万583㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました内容について、委員の皆さんの方からこの件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

徳増靖記委員 33ページの3133号について、〇〇が〇〇さんの方に10年間農地を貸すということが出ていますけれども、昨年からいろいろとあったところでもありますし、また研修で行ったりしてお話を聞かせてもらったと思うんですけれども、自分のところでやるだけでなく、貸してもやるというようなことで、事務局の方でご存じでしたら教えていただきたいということと、〇〇さんが今どの程度の規模作っているのかわかるのであれば教えていただきたいと思います。

事務局 貸借の経緯についてご説明させていただきます。
借受人である〇〇氏は株式会社 〇〇の社員で現場の責任者であります。〇〇氏は、現在、〇〇にお住まいですが、諸事情により西条市へ転居することとなっております。〇〇に勤務する傍ら、〇〇の農地を借受け、妻とともに農業を営んでおり、転居後は〇〇の農地は所有者へ返却し、西条市でも引き続き農業を営みたいと考えておりまして、市内には父親が所有する農地があるのですが、全て父親が耕作しておりますので、勤務先である〇〇から農地を借受けようとするものであります。

議 長 借受人の〇〇さんですが、研修では場を訪れた際に説明をしていた
いただいた方で、西条の方の責任者をしております。転居の予定がある
ということでこのようなこと(〇〇からの農地借受)となっております。

徳増靖記委員 わかりました。

議 長 面積については、今事務局でわかりますか。

事務局 現在、〇〇の耕作面積は、議案書にありますとおり〇〇㎡で、その
うち約〇ヘクタールを所有しております。

議 長 ありがとうございました。
〇〇の件については、これでかまいませんか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認す
ることとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書39ページ、報告承認案件につ
いて、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和6年6月17日から、令和6年7月12日までの受付期間中
に、農地法第18条第6項、解約通知を19件、農地法施行規則第
29条第1号届出2件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用
登録2件を受理しております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これにつ
いて、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、これで報告承認案件を終了いたします。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんから何かございましたら承りますが、ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので本日の総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	94号を除き原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年8月5日 午後2時52分